

幼保連携型認定こども園 上高丸 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設等の概要

(ア) 施設の種別	幼保連携型認定こども園
(イ) 運営法人の名称	社会福祉法人 みかり会
(ウ) 施設の名称	幼保連携型認定こども園 上高丸
(エ) 施設の所在地	神戸市垂水区高丸8丁目15-12
(オ) 施設の電話番号、FAX 番号	Tel/FAX (078) 709-4018
(カ) 施設の管理者の職名	園長 山下 ゆかり
(キ) 認可日	平成28年4月1日 * 保育園開園平成25年4月1日
(ク) 確認日	平成28年4月1日

2 教育・保育等の内容、施設の概要

- | | |
|--------------------|---|
| (ア) 施設の開所時間 | 午前7時 ~ 午後7時 |
| (イ) 施設の利用定員 | 1号15人 2号53人 3号17人 |
| (ウ) 学級数 | 3クラス |
| (エ) 教育・保育の理念、方針、目標 | |
| ① 教育・保育の理念 | 『人としての素地を培う』 |
| ② 教育・保育の方針 | 『養護の方針 — アットホームな“昼間の家庭” — 』
『教育の方針 — 感知融合（総合的人間力を培う） — 』 |
| ③ 教育・保育の目標 | |
| 1 養護の目標 | |
| (1) 昼間の家庭をめざす | |
| (2) 保護者との共有 | |
| 2 教育の目標 | |
| (1) 創造力を培う | |
| (2) 論理的思考力を培う | |
| (3) 人らしく生きる素地を培う | |
| (4) 関わる力を培う | |
| (5) 自立性を高める | |

* なお詳細につきましては「教育・保育のしおり」をご参照ください。

- | | |
|--------------|--|
| (オ) 教育・保育の内容 | 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、支給認定を受けた保護者に係わる園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量範囲内において特定教育・保育を提供します。 |
| (カ) 延長保育の内容 | やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。 |

(キ) 食事の提供

- ① 食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。
- ② 2・3号認定子どもについては昼食および午後のおやつを提供します。
3号認定子どもについては午前のおやつも提供します。
1号認定子どもについては昼食の提供と、必要に応じて午後のおやつも提供いたします。

(ク) 預かり保育

1号認定子どもは、教育のための時間終了後、在籍している子どものうち希望者に対し、預かり保育を行います。

(ケ) その他保育に係わる行事等 「えんのしおり」のとおり

(コ) 教育・保育を提供する日

- ① 1号認定子ども
月曜日から金曜日まで
ただし、以下の日は休園日とし、特定保育・保育を提供しないものとします。
祝祭日 年末年始 (12/29~1/3)
夏季休業 (8月1日 ~ 8月31日)
- ② 2・3号認定子ども
月曜日から土曜日まで。 ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(サ) 教育・保育を提供する時間

- ① 1号認定子ども
原則、8時30分から13時30分
- ② 2・3号認定子ども
・保育標準時間
7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
・保育短時間
8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(シ) 居室面積、園舎面積、園庭面積等

- ① 敷地 面積 1203.3㎡
- ② 建物 鉄筋コンクリート2階建て
延べ床面積 627.42㎡
乳児室・ほふく室 2室 110.86㎡
保育室・遊戯室 5室 243.50㎡
調理室、医務室、その他
- ③ 屋外遊技場 228.06㎡

3 職員の体制

(ア) 職種別の職員の数

- | | | | | |
|----------|----|-----|-----|-----|
| ① 園長 | 常勤 | 1人 | | |
| ② 副園長 | 常勤 | 1人 | | |
| ③ 主幹保育教諭 | 常勤 | 1人 | | |
| ④ 保育教諭 | 常勤 | 10人 | 非常勤 | 11人 |
- *④については在園数により変動することがあります。

*その他、調理士、管理栄養士

(イ) 職員の勤務形態、労働時間

- ① 正規職員の勤務時間帯
7:00~16:00、8:00~17:00、9:00~18:00他 実働8時間/日

(ウ) 職員の経験年数

保育教諭の平均経験年数 6年

4 連携施設等

- (ア) 施設名及び事業の種類
サテライト型小規模保育事業 上高丸（種類：小規模保育事業）
- (イ) 施設の所在地
神戸市垂水区天ノ下町 10-22
- (ウ) 連携内容
 - ① 保育に関する相談・助言
 - ② 合同保育
 - ③ 代替保育の提供
 - ④ 嘱託医による健康診断等の支援
 - ⑤ 卒園後の受け入れ

5 利用料等

- (ア) 利用者負担額 支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。
- (イ) その他の費用 別表のとおり徴収を行います。
- (ウ) 支払い方法
 - ① 口座振替払い
保育料・給食費については当月の27日に、また、延長保育料（月極・日割り）・預かり保育料（月極・日割り）・リース代（月極）は、翌月27日に翌月の保育料と一緒に引き落としとなります。（金融機関が休みの場合はその翌営業日）
*必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。
*口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。その際は、振替手数料130円をご負担いただきますのでご了承下さい。

6 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、甲は教育・保育の提供を終了し、園児は退園となります。

- (ア) 園児が就学するとき
- (イ) 支給認定保護者が退園を申し出た場合
- (ウ) 保育認定子どもに該当しなくなったとき
(満3歳以上の子どもであって1号認定子どもとして利用を継続する場合は除く)

7 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は乙に対し書面により相当の期間を定めた催告を行い、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務不履行により解除することができる。

- (ア) 保育料およびその他利用者負担金等を3ヶ月分以上滞納した場合
- (イ) 当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき
- (ウ) 職員の依頼や指示に乙が従わず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき
- (エ) 甲が乙に対し、甲の保育理念や方針、目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき

(オ) その他、甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき

8 学校医

- | | | |
|-----------|-------------|--------|
| (ア) 学校医 | はら小児科 | 原延好 医師 |
| (イ) 学校歯科医 | 井上矯正歯科クリニック | 井上暁 医師 |
| (ウ) 学校薬剤師 | 辻本博樹 | |

9 健康診断の実施

- (ア) 内科健診 全年齢対象に年2回（5月と11月）実施
- (イ) 歯科健診 全年齢対象に年1回（6月）、4・5歳児のみ年2回実施（11月）
- (ウ) 耳鼻科健診、眼科健診 4・5歳児のみ年1回実施（12月）
- (エ) 身体測定 毎月、身長、体重の測定を行います。結果についてはブレインでお知らせします。

10 要望・苦情・相談の受付

- (ア) 相談窓口 担当者：主幹教諭 責任者：園長 連絡先：(078) 709-4018
- (イ) 第三者委員
雄岡山福祉会 理事
総毛 秀子 連絡先 (090-3032-0939)
南あわじ市社会福祉協議会事務局長
山口 勇樹 連絡先 (090-2192-2344)

11 利用者に対する保険

- (ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付
- (イ) 保険の内容 死亡 3,000万円（半額の場合あり）
障害 44万円～
負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

12 非常災害時の対策

- (ア) 避難・消火訓練 月1回実施
- (イ) 災害時の避難場所（二次避難先） 津波時：千鳥が丘小学校 その他：千鳥が丘小学校
- (ウ) 災害時の避難経路 別紙（災害時避難経路）のとおり

13 災害時（台風・地震・大雨等）への対応

- (ア) 開園時間前の対応
下記の事由が発生した場合、休園となりますので登園しないようにしてください。
 - ① 園が対象地域となる特別警報が発表されているとき
 - ② その他
地震による大災害時など園長が特に必要と認めるとき休園となる場合があります。
- (イ) 教育・保育時間中の対応
下記の事由が発生した場合、ご連絡させていただきますので可能な限り早くお迎えに来てく

ださい

- ① 園が対象地域となる特別警報が発令されたとき
- ② その他、地震による大災害時など園長が特に必要と認める場合
- ③ 災害の状況により『引き渡しカード』を活用する場合があります
- ④ 災害の状況により個別の送迎を依頼する場合があります。

(ウ) 保護者への連絡手段

緊急時は電話、ブレインを利用して連絡いたします。

(エ) 休園から開園に移行する要件

下記の要件がすべて満たされた場合、再度開園いたします。

- ① 園が対象地域となる特別警報が解除されたとき
- ② 施設内の環境に破損があった場合、修繕や改修を行い安全と判断したとき
- ③ 職員体制が整ったとき

1.4 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- (ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては「えんのしおり」のとおりです。
- (イ) 園で撮影した写真の取り扱い、電話番号の照会などは、別途、個別に確認させていただきます。
- (ウ) 園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS等に投稿する事を固くお断りいたします。
- (エ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
① 保育用品代	保育用品を購入された方に係わる費用	実費
② 2号認定子どもに係わる給食費 (主食費・副食費)	2号認定子どもに係わる食事の提供費用	月額 主食費 1,500円 副食費 4,500円
③ 1号認定子どもに係わる給食費 (主食費・副食費)	1号認定子どもに係わる食事の提供費用	月額 主食費 1,500円 副食費 4,500円
④ 布団リース代	ご利用いただく布団のリース費用	月額 1,300円

*その他、行事に係わる費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする

*上記②、③、④は、欠席されても全額徴収させていただきます

2 延長保育に係わる利用者負担

- ・標準時間外延長 30分延長 月額2,500円 日割200円
1時間延長 月額4,500円 日割400円
- ・標準時間内延長 神戸市保育標準時間内延長の利用料(月額)に準ずる

別紙（災害時避難経路）

幼保連携型認定こども園 → 千鳥が丘小学校

